

千葉市公告第19号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成30年1月22日

千葉市長 熊谷俊人

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名 千葉市北清掃工場の余剰電力の売却(単価契約)
- (2) 場所 千葉市花見川区三角町727番地1 千葉市北清掃工場
- (3) 予定売却電力量 22,140,200キロワット時(新エネルギー等電気相当量を含む)

| 時間帯区分       | 予定売却電力量<br>(キロワット時) |
|-------------|---------------------|
| 夏季平日昼間電力量   | 2,435,600           |
| その他季平日昼間電力量 | 7,452,500           |
| その他電力量      | 12,252,100          |

(4) 契約(売却)期間

平成30年4月1日午前0時から平成31年3月31日午後12時まで

2 競争参加資格

一般競争入札に参加を希望する者は、次のすべての要件を満たしていなければならない。

- (1) 平成28・29年度千葉市物品入札参加資格の審査を受け、資格を有すると認められている者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しないものであること。
  - ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから、2年間を経過しない者
  - イ 当該入札日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者
  - ウ 会社更生法(平成14年法律第154号)の更生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始の決定がなされていないもの
  - エ 民事再生法(平成11年法律第225号)の再生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画の認可の決定がなされていないもの
  - オ 千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領(昭和60年8月1日施行)に基づく指名停止措置等を入札参加資格申請期限の日から入札日までの間に受けている者
  - カ 千葉市内において、都市計画法(昭和43年法律第100号)に違反している者
  - キ 千葉市内に本店又は営業所等を有する者にあつては、千葉市税(延滞金を含む)を完納していないもの
  - ク 千葉市内に本店又は営業所等を有する者で、個人住民税の特別徴収を行うべき者にあつては、個人住民税の特別徴収を行っていないもの
- (3) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条の2に規定する小売電気事業者としての登録を受けた者であること。

3 契約事務担当課

〒262-0011

千葉市花見川区三角町727番地1

千葉市環境局資源循環部廃棄物施設課北清掃工場

電話：043-258-1094

Email：kita.ENR@city.chiba.lg.jp

4 入札参加資格確認申請書等の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、所定の入札参加資格確認申請書に必要事項を記入の上、本市が必要とする書類を添付して提出すること。

- (1) 配布場所等 千葉市「入札情報等」のポータルページの「発注情報一覧」内「物品」のリンク (<http://www.city.chiba.jp/portal/business/index19/nyusatsujoho/anken/buppin/index.html>) の当事業の箇所からダウンロードすること。
  - (2) 提出場所等 公告の日の翌日から平成30年1月31日(水)までに前記3の契約事務担当課に提出すること。持参の場合は土曜日、日曜日及び休日を除く午前9時から午後5時までとし、郵送の場合は平成30年1月31日(水)午後5時までに書留郵便にて必着とする。
- 5 入札説明書の交付
- 公告の日から平成30年1月31日(水)午後5時までに前記4(1)の当事業の箇所よりダウンロードすること。
- 6 入札手続等
- (1) 入札及び開札の日時 平成30年2月9日(金)午後2時00分
  - (2) 入札及び開札の場所 千葉中央コミュニティセンター 28会議室
  - (3) 入札方法
    - ア 入札は、持参により行う。(郵送する場合は、平成30年2月8日(木)午後5時までに前記3の契約事務担当課へ書留郵便にて必着のこと。)
    - イ 入札は、時間帯区分毎の単価(新エネルギー等電気相当量を含む)に予定売却電力量を乗じて得た額の合計である総価(推定総金額)により行う。

なお、この総価には、電力の売却に必要な一切の費用を含めたものとする。
    - ウ 入札は、所定の入札書をもって行き、商号及び件名を記入した封筒に入れ、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、自己の見積もった契約希望総価の108分の100に相当する額を入札書に記載し、提出すること。
    - エ 入札の決定にあたっては、入札書に記載された区分ごとの単価を決定単価とし、各区分の決定単価に予定売却電力量を乗じた金額の合計額に100分の8に相当する額を加算した金額(該当金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とする。
  - (4) 入札保証金 免除(ただし、千葉市契約規則〔昭和40年千葉市規則第3号〕第8条第2項の規定に該当する場合は、当該入札保証金の納付の免除に係る部分に相当する額を違約金として徴収するものとする。)
  - (5) 落札者の決定方法
- 千葉市契約規則第10条の規定に基づいて作成された予定価格以上の最高価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (6) 無効となる入札 千葉市契約規則第16条に該当する入札
- 7 その他
- (1) 契約保証金 要(契約金額〔この契約により定められた契約単価に、時間帯区分毎の予定売却電力量を乗じて得た額の合計に、消費税及び地方消費税相当額を乗じた額を加算した金額をいう。〕の10分の3の金額の契約保証金又はこれに代わる保証等)
  - (2) 契約書作成の要否 要
  - (3) 本件に係る予算が、議会の議決を得られないときは、契約手続きを中止する。
  - (4) 詳細は、入札説明書による。